

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 サカタインクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森田 耕太郎  
(コード番号 4633 東証第一部)  
問合せ先 広報・IR 室長 瀧野 昌弘  
電話番号 03-5689-6601

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 137 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社グループのグローバルな事業展開の拡大を見据え、海外連結子会社と決算期を統一することで、連結ベースでの予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更を行うものであります。これに伴い、現行定款第12条（基準日）、第13条（開催時期）、第30条（事業年度）および第31条（剰余金の配当）について所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第138期は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、附則を設けるものであります。
- (2) 会社法の改正により責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、定款に定めることで新たに業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするべく、現行定款第23条（社外取締役の責任免除）および第29条（社外監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。  
なお、本変更に関しては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会社法の改正により補欠監査役の選任に関する規定が同法第329条2項から3項に変更となったことに伴い、現行定款第25条（監査役の選任）について所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 (省 略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (省 略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(基 準 日)	(基 準 日)
第 12 条 当社は毎年 <u>3月31日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 12 条 当社は毎年 <u>12月31日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(開 催 時 期)	(開 催 時 期)
第 13 条 当社の定時株主総会は毎年 <u>6月</u> に開催する。	第 13 条 当社の定時株主総会は毎年 <u>3月</u> に開催する。
第14条～第17条 (省 略)	第14条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条～第22条 (省 略)	第18条～第22条 (省 略)
( <u>社外</u> 取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 23 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 23 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 ( <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> )との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 24 条 (省 略)	第 24 条 (現行どおり)
(監査役の選任)	(監査役の選任)
第 25 条 (省 略)	第 25 条 (現行どおり)
② 当社は、会社法第329条第 <u>2</u> 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	② 当社は、会社法第329条第 <u>3</u> 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
③ (省 略)	③ (現行どおり)
第26条～第28条 (省 略)	第26条～第28条 (現行どおり)
( <u>社外</u> 監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第 29 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 29 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は毎年 4月1日 から 翌年3月31日 までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 (省 略)  
② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第32条～第33条 (省 略)

第7章 買収防衛策

第34条～第35条 (省 略)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

以 上

第6章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は毎年 1月1日 から 12月31日 までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 (現行どおり)  
② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第32条～第33条 (現行どおり)

第7章 買収防衛策

第34条～第35条 (現行どおり)

附 則

(第 138 期の事業年度の期間)

第 1 条 第 30 条の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日から始まる第 138 期事業年度は同年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。

(第 138 期事業年度の中間配当の基準日)

第 2 条 第 31 条②の規定にかかわらず、第 138 期事業年度の中間配当の基準日は平成 27 年 9 月 30 日とする。

(附則の有効期限)

第 3 条 前二条および本条は、第 138 期事業年度終了後これを削除する。

以 上

以 上